

経済産業省

受託調査

ASEAN 主要国における司法動向調査

2016 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）

バンコク事務所 知的財産部

2. 意匠権関連判例・審決例

(1) 電気ヒーター意匠取消等請求訴訟 (Deni Juni Prianto v. PT. Indoasia Thrivetama & Anor)

① 概要

上告人／原告：Deni Juni Prianto

被上告人／被告1：PT. Indoasia Thrivetama

被上告人／被告2：Djohan Kohar

裁判所名：最高裁判所

判決番号：19 K/Pdt. Sus-HKI/2014

判決日：2014年10月29日

② 当事者

上告人／原告：電気ヒーター等の製造、販売業を営むインドネシア法人である PT. TIGA REKSA PERDANA INDONESIA の取締役である個人

被上告人／被告1：電気ヒーターの製造等を営むインドネシア法人

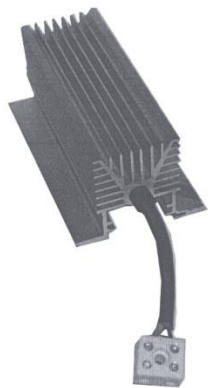
被上告人／被告2：被上告人（被告）1 の取締役である個人

③ 裁判に至る経緯

上告人（原告）は、2009年以降、インドネシア国内において、パネルボックスを温めるために使用される電気ヒーター（以下「対象商品」という。）の製造、販売等を行っていた。

一方、被上告人（被告）1は、被上告人（被告）2がデザインした電気ヒーターに関する以下の意匠（以下「本件意匠」という。）をインドネシア知的財産庁に登録していた。

[本件意匠]



上告人（原告）は、被上告人（被告）らが本件意匠に関する出願を行う以前から、本件意匠と同一又は類似する形状、特徴を有する対象商品を製造、販売しており、市場に幅広く流通していたとして、本件意匠は新規性を欠いており、また公序良俗に違反しているとして、インドネシア意匠法第 38 条第 1 項に基づき、本件意匠の取消しを求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に提起した。

これに対して、被上告人（被告）らは、上告人（原告）が製造する対象商品が本件意匠と類似する理由は、被上告人（被告）1 の元従業員である上告人（原告）が、被上告人（被告）1 に勤務していたときに得た意匠を模倣したためであると主張し、また上告人（原告）が対象商品に関する意匠権の登録を行っていないとし、上告人（原告）による対象製品の製造等は本件意匠の意匠権侵害に該当するとして、インドネシア民法 1365 条およびインドネシア意匠法 46 条第 1 項に基づき、対象製品の製造等の差止めおよび損害賠償を求める反訴を提起した。

同裁判所は、本訴については上告人（原告）の請求を棄却し、反訴については被上告人（被告）らの請求を認容し、上告人（原告）による対象製品の製造等の差止めを命じる判決を下した。そこで、上告人（原告）は、最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、上告人による立証が不十分であるとし、原審が上告人の請求を棄却したのには十分な理由があり、原審に法令違反は認められないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決を支持し、上告人による上告を棄却する旨の判決を下した。

(2) 菓子箱意匠権侵害訴訟 (Antonius Y. Sako & Anor v. Hentje)

① 概要

上告人／被告 1：Antonius Y. Sako

上告人／被告 2：Irine Herminatirin

被上告人／原告：Hentje

裁判所名：最高裁判所

判決番号：18 K/Pdt.Sus-HKI/2014

判決日：2014 年 7 月 25 日

② 当事者

上告人（被告）ら：バリ島で「Pia Janger」という名称のクエピアという菓子等の販売を営む夫婦

被上告人（原告）：バリ島で「Pia Legong」という名称のクエピアという菓子の製造・販売を営む個人

③ 裁判に至る経緯

被上告人（原告）は、自らが製造したクエピアというお菓子を、「Pia Legong」という商品名で販売しており、その菓子箱に関する意匠（以下「本件意匠」という。）をインドネシア知的財産庁に登録していた。

ところが、上告人（被告）らが、本件意匠に類似した特徴、形状の菓子箱を使用したクエピアを「Pia Janger」という商品名で、被上告人（原告）の商品の隣に陳列して販売していることが判明した。更に、上告人（被告）らは、「Pia Janger」の菓子箱に関する意匠（以下「対象意匠」という。）をインドネシア知的財産庁に登録していた。本件意匠と対象意匠は、以下のとおりである。

[本件意匠]

[対象意匠]



Gambar 2: TAMPAK SISI KANAN



GAMBAR 3: TAMPAK SISI KIRI



GAMBAR 5: TAMPAK BELAKANG



そこで、被上告人（原告）は、上告人（被告）らの行為が本件意匠の意匠権侵害に該当するとして、インドネシア意匠法第 54 条に基づいてバリ警察に通報した。更に、被上告人（原告）は、上告人（被告）らに対して、侵害行為の差止め、侵害品の撤去および損害賠償等を求めてスラバヤ商務裁判所に本件訴訟を提起した。

同裁判所は、上告人（被告）らによるクエピアの販売行為は本件意匠の意匠権侵害に該当するとし、上告人（被告）らに対して、同判決から 7 日以内の侵害行為の差止め、侵害品の撤去および損害賠償を命じる判決を下した。そこで、上告人（被告）らは最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、原審は被上告人が提出した十分な証拠および証人に基づき妥当な判断をしており、その判断に誤りはないと判示する一方で、被上告人は、原審において、物的損害の立証に成功しておらず、係る状況では非物的損害に係る賠償請求も含めて棄却されるべきであると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決の内、損害賠償を認容した点を変更し、被上告人による損害賠償請求を全てについて棄却し、その他については原審の判決を支持して上告を棄却する旨の判決を下した。

(3) 換気・排気機器意匠取消等請求訴訟 (Franky Yuwono v. Johannes Sutedjo & Anor)

① 概要

上告人／原告：Franky Yuwono

被上告人／被告 1：Johannes Sutedjo

被上告人／被告 2：Dhanny

裁判所名：最高裁判所

判決番号：443 K/Pdt.Sus-HKI/2013

判決日：2013 年 12 月 9 日

② 当事者

上告人／原告：ベンチレーターを含む換気・排気に関する設備・器具の製造等を営む個人

被上告人／被告ら：ベンチレーターを含む換気・排気に関する設備・器具の製造等を営む PT. Lestarindo のオーナーである個人

③ 裁判に至る経緯

被上告人（被告）らは、換気・排気機器およびベンチレーターに関する意匠（以下「本件意匠」という。）をインドネシア知的財産庁に登録し、自らがオーナーである PT. Lestarindo において、本件意匠を用いた製品の製造、販売を行っていた。

[本件意匠]



一方、上告人（原告）は、ベンチレーターを含む換気・排気機器の製造等を行っており、本件意匠の出願以前から、本件意匠に係る形状、特徴と同一又は類似する製品を製造しており、広く市場に流通していることから、本件意匠は既に公知となっており、本件意匠は新規性を有さず、かつ、意匠の出自・由来につき公衆を惑わせることから、公序良俗に反ずるとして、インドネシア意匠法第38条第1項に基づき本件意匠の取消しを求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に提起した。

これに対し、被上告人（被告）らは、上告人（原告）が、被上告人（被告）らの承諾を得ることなく、本件意匠と実質的に同一の意匠を用いた換気・排気機器等を製造している行為は、本件意匠の意匠権侵害に該当するとして、インドネシア意匠法第46条第1項に基づき、上告人（原告）に対して、損害賠償および違法行為の差止め等を求める反訴を提起した。

同裁判所は本訴における上告人（原告）の請求を棄却し、被上告人（被告）らによる反訴も却下した。そこで、上告人（原告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、意匠の新規性の判断については、形状や構造に加えて線の配置や色も考慮すべきであるとして、本件意匠はこれらについて創作性を有しており、新規性の要件を充足すると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決を支持し、上告人による上告を棄却する旨の判決を下した。

(4) ソケットアダプター意匠権侵害訴訟 (PT Perusahaan Gas Negara v. M. Rimba Aritonang)

① 概要

上告人／被告：PT Perusahaan Gas Negara (Persero) Tbk

被上告人／原告：M. Rimba Aritonang

裁判所名：最高裁判所

判決番号：453 K/Pdt.Sus-HKI/2013

判決日：2013年3月12日

② 当事者

上告人／被告：天然ガスパイプネットワークシステムに関連事業を営む
インドネシア法人

被上告人／原告：鉄、真鍮等製のソケットアダプターの開発を行う個人

③ 裁判に至る経緯

被上告人（原告）は、2006年8月28日、自らが開発したソケットアダプターに関する以下の意匠（以下「本件意匠」という。）をインドネシア知的財産庁に登録した。

[本件意匠]



被上告人（原告）は、上告人（被告）が、被上告人（原告）から承諾を得ることなく、本件意匠を用いたソケットアダプターを製造、販売等していることを発見した。この問題を解決するため、被上告人（原告）および上告人（被告）間において協議が行われ、本件意匠を被上告人（原告）から上告人（被告）に譲渡すること等が話し合われたものの、結局両者間で合意は成立せず、上告人（被告）は当該ソケットアダプターの製造等を継続した。

そこで、被上告人（原告）は、上告人（被告）の行為が本件意匠の意匠権侵害に該当するとして、上告人（被告）に対して、インドネシア民法1365条、インドネシア意匠法第46条第1項に基づき損害賠償を求める訴訟を中央ジャカルタ商務裁判所に提起した。

これに対して、上告人（被告）は、本件意匠は、インドネシアで1990年から使用されているソケットアダプターと同一性を有し、新規性を欠いており、

また公序良俗に違反するとして、インドネシア意匠法第 38 条第 1 項に基づき本件意匠の取消しを求める反訴を提起した。

原審は、本訴については被上告人（原告）の請求を認容し、上告人（被告）に対して 1 億 8000 万ルピアの損害賠償の支払いを命じる判決を下し、反訴については上告人（被告）の請求を棄却した。そこで、上告人および被上告人の双方が最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、上告人は、2005 年から 2007 年までの間、被上告人の承諾を得ることなく本件意匠を使用しており、損害賠償義務を負うことは明らかであり、かつ、原審における損害額の評価は適切であると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、当事者双方の上告を棄却する旨の判決を下した。

(5) 綿棒意匠取消請求訴訟 (PT. Charmindo Mitra Raharja v. Ali)

① 概要

上告人／被告：PT. Charmindo Mitra Raharja

被上告人／原告：Ali

裁判所名：最高裁判所

判決番号：202 K/Pdt.Sus/2012

判決日：2012 年 8 月 6 日

② 当事者

上告人／被告：綿棒等の衛生用品の製造等を営むインドネシア法人

被上告人／原告：綿棒等の耳掃除器具の取引を行っている個人

③ 裁判に至る経緯

上告人（被告）は、綿棒（耳掃除器具）に関する意匠（以下「本件意匠」という。）をインドネシア知的財産庁に登録していた。

綿棒等の耳掃除器具の取引を行っている被上告人（原告）は、本件意匠の形状の綿棒は、インドネシアを含む世界中で販売されており、かつ、本件意匠の出願時に本件意匠と同様の意匠が台湾、中国、日本等において第三者によって登録されていることから、本件意匠は新規性の要件を欠いていると主張し、本件意匠の取消しを求めて、中央ジャカルタ商務裁判所に訴訟を提起した。同裁判所は、本件意匠と台湾、中国、日本等で登録されている意匠は類似していることから、本件意匠は新規性を欠いているとして、本件意匠の取消しを命じる判決を下した。

これに対して、上告人（被告）は、意匠の新規性はインドネシア国内に存する意匠との対比により行われるべきであり、他の国に存する意匠と対比して新規性を判断することは不当であり、また本件意匠と他の国における意匠とは同一とは言えないとして、最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、新規性が認められるためには、国内のみならず国外で公表された意匠と同一ではないことを要するとし、各証拠に照らし本件意匠の出願がなされた時点で本件意匠と同一の意匠が既に他の国で登録又は公表されていたことから、本件意匠は新規性を有しないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決を支持し、上告人による上告を棄却する旨の判決を下した。

(6) 天井下地材意匠取消請求訴訟 (PT. Aplus Pacific v. Onggo Warsito)

① 概要

上告人／原告：PT. Aplus Pacific

被上告人／被告：Onggo Warsito

裁判所名：最高裁判所

判決番号：801 K/Pdt.Sus/2011

判決日：2012年2月27日

② 当事者

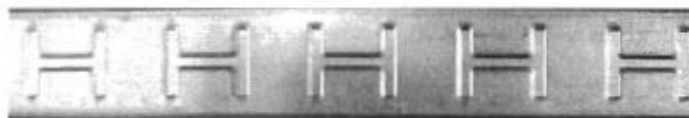
上告人／原告：天井下地材の製造・販売を営むインドネシア法人

被上告人／被告：天井下地材の製造・販売を営む PT. Suryamas Megah Steel
(以下「対象会社」という。)の従業員である個人

③ 裁判に至る経緯

上告人（原告）は、タイの TMS ROLLFORM CO LTD.から、同社が生産している機械を輸入し、同機械により製造した天井下地材をインドネシアにおいて幅広く販売していた。他方、被上告人（被告）は、天井下地材に関する以下の登録意匠（以下「対象意匠」という。）の権利者であり、対象会社が対象意匠を用いて天井下地材を販売していた。

[対象意匠]



上告人（原告）は、対象意匠の登録以前から対象意匠と同一の特徴、形状を有する天井地下材が販売され、かかる天井地下材が流通していたことから、対象意匠は新規性が認められないとして、インドネシア意匠法第 38 条第 1 項に基づいて対象意匠の取消しを求める訴訟をスラバヤ商務に提起したが、同裁判所は、上告人（原告）の請求を棄却した。そこで、上告人（原告）は最高裁判所に上告した。

④ 裁判所の判断

裁判所は、意匠の類似性の判断において、対象となる 2 つの意匠の形状および構造について差異が存する場合、それらの意匠は同一ではないと判断することができるとし、原審の判決は妥当であると判断した。

⑤ 判決

裁判所は、原審の判決を支持し、上告人による上告を棄却する旨の判決を下した。

[執筆協力]

TMI Associates(Singapore) LLP

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

TEL: +66-2-253-6441

FAX: +66-2-253-2020

2016年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。